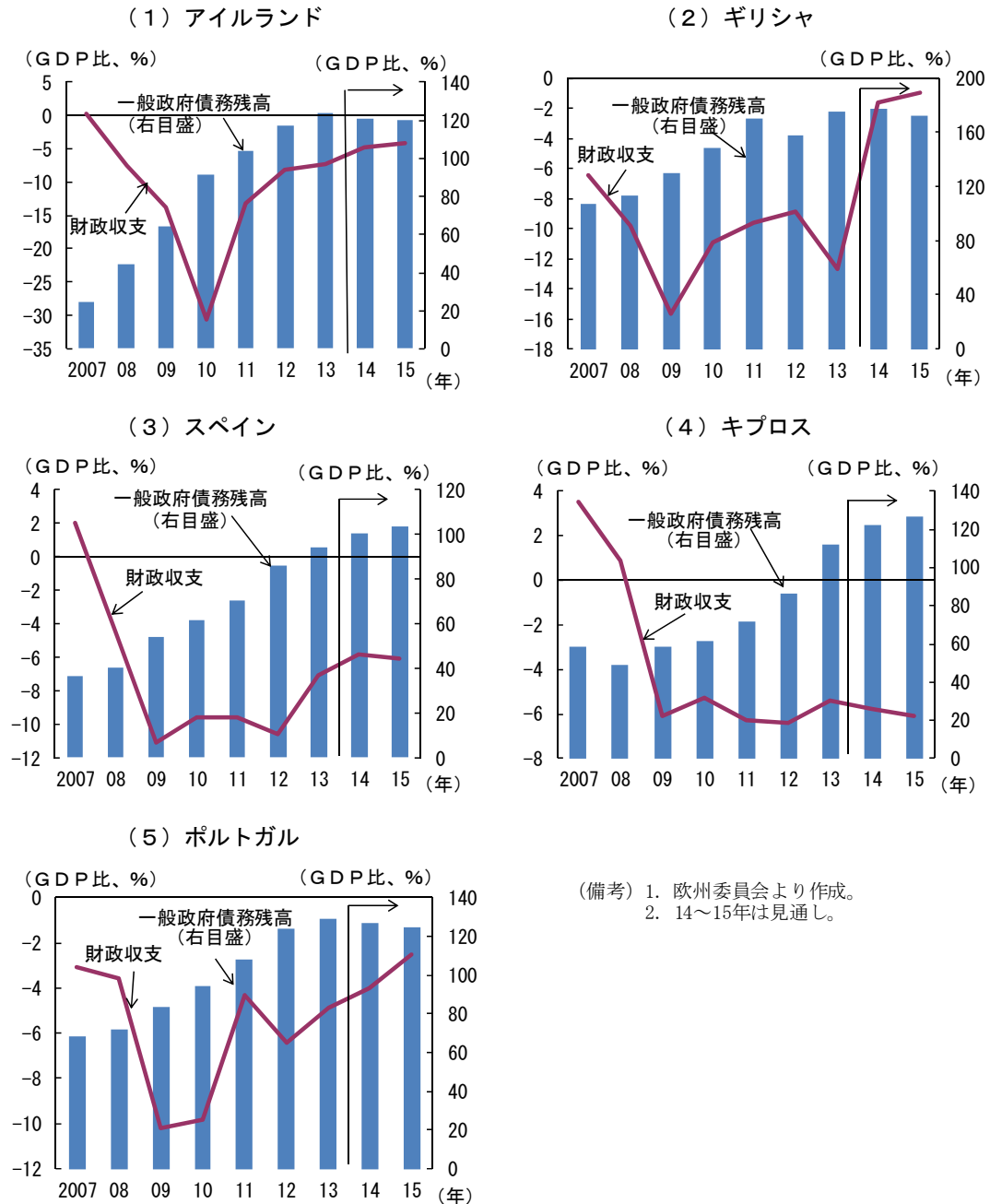
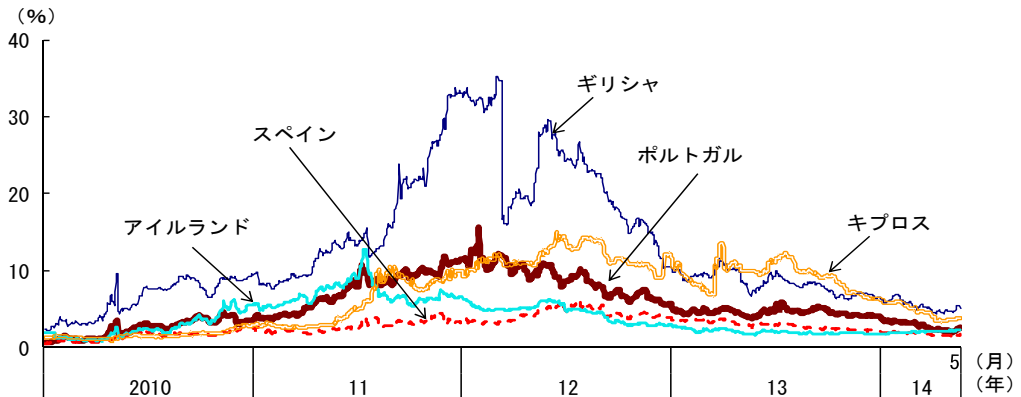


れたプログラム終了後の審査においては、景気回復や財政収支赤字の縮小が続いていることや金融セクター改革の進展が確認された。

第1-2-2-24図 被支援各国における財政状況：改善



第1-2-2-25図 被支援国の国債スプレッド：縮小傾向



(備考) 1. ブルームバーグより作成。
2. ドイツ10年債とのスプレッド。

第1-2-2-26表 被支援国の格付：格付け上げが続く

	主要格付け機関による格付け					
	ムーディーズ [®]		S & P		フィッチ	
	格付け	格付け見通し	格付け	格付け見通し	格付け	格付け見通し
アイルランド	Baa1	[S]	BBB+	[N]	BBB+	[N]
スペイン	Baa2	[P]	BBB-	[S]	BBB+	[S]
ポルトガル	Ba2	[S]	BB	[S]	BB+	[P]
ギリシャ	Caa3	—	B-	[S]	B-	[S]
キプロス	Caa3	[P]	B-	[N]	B-	[S]

(最近の格付けの推移)

2013年	3月6日	S & P	ポルトガル	格付け見通しをnegative→stable
	5月14日	フィッチ	ギリシャ	CCC→B-
	7月5日	S & P	ポルトガル	格付け見通しをstable→negative
	11月1日	フィッチ	スペイン	格付け見通しをnegative→stable
	11月8日	ムーディーズ [®]	ポルトガル	格付け見通しをnegative→stable
	11月29日	S & P	スペイン	格付け見通しをnegative→stable
		S & P	キプロス	CCC+→B-
	11月30日	ムーディーズ [®]	ギリシャ	C→Caa3
12月4日	ムーディーズ [®]	スペイン	格付け見通しをnegative→stable	
14年	1月17日	ムーディーズ [®]	アイルランド	Ba1→Baa3
	2月24日	ムーディーズ [®]	スペイン	Baa3→Baa2 格付け見通しをstable→positive
	3月21日	ムーディーズ [®]	キプロス	格付け見通しをstable→positive
	4月11日	フィッチ	ポルトガル	格付け見通しをnegative→positive
	4月25日	フィッチ	キプロス	格付け見通しをnegative→stable
	4月25日	フィッチ	スペイン	BBB→BBB+
	5月9日	S & P	ポルトガル	格付け見通しをnegative→stable
	5月9日	ムーディーズ [®]	ポルトガル	Ba3→Ba2
5月16日	ムーディーズ [®]	アイルランド	Baa3→Baa1	

(備考) ブルームバーグ、各格付会社HPより作成。

金融セクターへの支援を受けていたスペインについても、13年12月31日にEU、IMFによる金融支援プログラムが終了した。14年3～4月に行われたスペインに対するプログラム終了後の審査においては、景気・雇用の回復の持続性や銀行セクター等の課題は残るものの、政策や経済調整の進展及び金融システムにおける緊張緩和等、プログラム終了の前提となった良好な傾向が続いていることが確認された。なお、両国ともESM（欧州安定化メカニズム）による予防的信用枠は設定されていないほか、支援終了後も国債発行による市場資金調達においても特段問題は生じていない。

また、ポルトガルについても、14年4～5月に最後となる第12次審査が行われ、13年の財政収支赤字が目標を上回って削減され、また14、15年についても目標達成が見込まれるなど、順調なプログラムの進行が確認された。国債発行環境の改善や経常赤字の大幅な削減等も認められており、依然として中小企業の負債を抱える企業の銀行貸出状況は厳しいとの指摘もなされているが、銀行セクターの安定化や銀行資本強化の進行、流動性の改善、不良債権の安定化も進んだと評価されている。こうしたことを受け、14年5月のユーログループにおいて支援プログラムを予定どおり終了することが承認され、同月18日に正式に終了した。なお、ポルトガルについてもESMによる予防的信用枠は設定されていない。

13年5月から支援を受けているキプロスでは、現在も引き続き資本規制が行われているものの、14年3月28日には、個人及び法人の1日の現金引出し金額の制限等、一部の資本規制の撤廃が発表された。5月の第4次トロイカ審査では、14年1～3月期は目標を上回る財政改善がみられるほか、銀行の再編計画等の進展により資本規制が緩和されるなど、プログラムは計画どおり進ちよくしているとの評価を受けた。ただし、不良債権の削減、持続的な財政の確保、社会保障改革や歳入機能強化等による制度機能強化が課題と指摘された。キプロスに対する支援は16年までを予定している。

一方、第2次支援プログラム下にあるギリシャでは、13年9月以降、14年の財政不足額等が問題となりトロイカによる審査が断続的に中断していたが、14年2月に中央政府の13年の基礎的財政収支が黒字になったことが明らかになったことから、3月に事務レベルの合意に達し、4月にユーログループがギリシャに対する融資再開を決定した。当該第4次審査においては、引き続き改革実行の重要性が強調されたものの、13年は目標を上回って基礎的財政収支が黒字となり、14年も財政目標達成が見込まれるなど、遅れはあったもののプログラムの進展が確認された。また、14年4月10日、金融支援後4年ぶりに5年国債を起債し、問題なく市場での資金調達に成功した。とはいえ、今後の融資もそれぞれ設定された条件（milestones）の履行次第であり、改革実施に係るリスクは引き続き高いといわれていることから、15年以降に追加支援が必要となる可能性は依然残っている。

(ii) 銀行同盟の進ちょく状況

政府債務危機の根本的解決のため、ユーロ圏では銀行同盟の創設が進められており、その基礎となるのが(1)単一監督メカニズム (S S M : Single Supervisory Mechanism)、(2)単一破たん処理メカニズム (S R M : Single Resolution Mechanism)、(3)共通預金保証である。このうち、S S Mについては、13年10月にS S M規則 (S S M Regulation) が採択され、13年11月に発効した (第1-2-2-27表)。これにより14年11月からE C Bがその機能を担うこととなっており、E C Bはユーロ圏内主要行について直接の監視、罰則、最終承認等の権限を保持することとなる。

これに先立ち、E C Bは銀行セクターの(1)資産状況の透明性を高め、(2)必要な是正措置を特定及び実施し、(3)信頼性の向上を図るため、13年11月～14年10月にかけてユーロ圏内128行 (対象行はユーロ圏内の重要 (significant) と考えられる金融機関、域内銀行資産の約85%を占める) の資産内容を審査する「包括的審査 (Comprehensive Assessment)」を行っている。

この包括的審査は(1)監督上のリスク評価 (Supervisory Risk Assessment)、(2)資産査定 (A Q R : Asset Quality Review)、(3)ストレス・テスト (Stress Test) の3つで構成される。その内容は、監督上のリスク評価では、銀行のバランスシートにおける主要リスク (流動性、レバレッジ、資金調達等) について審査し、内外の要因に対するぜい弱性を量的質的な分析をもって評価を行う。A Q Rでは、データの質、資産価値評価、不良債権の分類、担保価値評価、引当金等について、信用及び市場エクスポージャーを対象としたリスクベース評価に基づき審査する。ストレステストでは、欧州銀行監督機構 (E B A : European Banking Authority) の協力の下、ストレス下での銀行のショック吸収能力を審査するが、信用リスク、市場リスク、ソブリンリスク、証券化、資金調達等様々なリスクがカバーされ、銀行勘定及びオフバランスシート・エクスポージャーを含むトレーディング勘定ともに対象となる。包括的審査の結果は14年11月のS S M発足前に公表される予定となっており、E C Bは審査を通してヨーロッパの銀行セクターの健全性と透明性、信頼性を大幅に向上できるとしている。

一方、S S Mの次の段階として進められてきたS R Mについては、13年7月に欧州委員会からS R M規則の提案がなされた後、12月にはEUの経済・財務相理事会 (E C O F I N) で大枠について合意にこぎ着けた。その後、14年3月20日に欧州議会とE C O F I N議長国とがS R M規則に関し修正の上暫定合意し、4月にはS R M規則及び銀行再生・破たん処理指令 (B R R D : Bank Recovery and Resolution Directive) が欧州議会で採択され、5月にはE C O F I Nでも正式に採択された。

このS R M規則に準拠し、破たん処理理事会 (S R B : Single Resolution Board) がS S M対象行約130行に対して、破たん処理方法を直接策定することとなる。ただし、単一破たん処理基金 (S R F : Single Resolution Fund) の利用に係る場合は、対象行であるな

しに関わらず、SRBが所掌する。SRBが破たん処理方法を決定する際には、欧州委員会の承認が必要であるため、SRBは決定を欧州委員会に即時通報することになっている。また、SRFの利用額の変更や公的支援が生じる際等にはECOFINの承認を受ける必要がある。欧州委員会ないしECOFINは、SRBの決定に対し承認または異議を24時間以内に回答することになっており、異議が唱えられた場合は、SRBは破たん処理方法を修正することとなる。

SRM規則では、SRM参加国の全金融機関からの出資によって、少なくとも預金の1%（約550億ユーロ）を8年かけてSRFに積み立てることとされている。移行期間中はこうした基金は国別に分けられ、初年度はうち40%が相互利用可能とされ、8年かけて徐々に完全共通化に移行することとなっている。国別基金から単一基金への移行及び相互利用はSRFに関する政府間協定（IGA：Intergovernmental Agreement）に基づいて行われることになっており、14年5月に英国及びスウェーデンを除くEU26か国がIGAへの署名を完了した。IGAは、批准手続が完了した締結国が持つ加重票⁵の合計が90%以上となった日の2か月後に発効する。

なお、SRM規則は15年1月より施行されるが、株主や債権者等に損失を負担させるペイルインは16年1月以降に適用される見込みである。

共通預金保証については、14年4月に預金保証のための資金を銀行が積み立てることを規定した預金保証指令案が欧州議会で採択されたものの、あまり進展していない。

第1-2-2-27表 銀行同盟の進ちょく状況

機能	期限	関連手続き等	進捗状況
単一監督メカニズム (SSM)	12年末	欧州議会がSSM法案採択	13年3月非公式合意 13年9月欧州議会が採択 13年10月経済・財務相理事会が承認
	14年3月1日またはSSM法案公布の12か月後のいずれか遅い時点	SSM稼働	14年10月から稼働予定
単一破たん処理メカニズム (SRM)	13年6月	破たん処理指令案合意	13年6月経済・財務相理事会で合意
	13年中	破たん処理指令案採択	13年6月欧州理事会が経済・財務相理事会と欧州議会に交渉開始を要請 13年12月政治的合意
	13年中	欧州委員会がSRMに関する提案	13年6月欧州理事会が欧州委員会に提案を要請 13年7月に欧州委員会が提案
	13年中	欧州委員会の提案に合意	13年12月経済・財務相理事会でSRMの大枠について合意
	14年5月 (欧州議会現会期中)	欧州議会がSRM規則採択	14年3月欧州議会と経済・財務相理事会議長国が暫定合意 14年4月欧州議会が採択 14年5月経済・財務相理事会が採択
	15年1月	SRM稼働	15年1月から稼働予定 (ペイルインに係る規定は16年1月から適用予定)
共通預金保証	13年6月	預金保証指令案合意	期限の13年6月までに合意できず
	13年中	預金保証指令案採択	13年6月欧州理事会が欧州議会に採択を要請 13年12月政治的合意 14年4月欧州議会が採択

(備考) 欧州委員会等より作成。

⁵ EUの意思決定方式の一つである特定多数決で使用される人口比等により加盟各国に配分された票。